

13 人材開発支援助成金

(7) 障害者職業能力開発コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「雇保法」という。）第63条第1項第8号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）第124条及び第125条の規定に基づく人材開発支援助成金（特障害者職業能力開発コース（以下「助成金」という。）の支給については、「第1 共通要領」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨（共通）	1600 支給要件の確認
0101 趣旨	1601 支給対象となる障害者職業能力開発訓練施設等の確認
0200 支給要件（共通）	1602 支給対象となる障害者職業能力開発訓練施設等の設置・整備に要する費用の確認
0201 支給対象事業主等	1700 支給決定
0202 訓練対象障害者	1701 支給決定
0203 障害者職業能力開発訓練事業	1800 雑則
0204 就職支援責任者の配置	1801 返還
1000 障害者職業能力開発訓練施設等	2000 障害者職業能力開発訓練運営
1100 支給要件	2100 支給要件
1101 支給対象事業主等	2101 支給対象事業主等
1102 事業主等が報告する事項	2102 事業主等が報告する事項
1200 支給額	2200 支給額
1201 支給対象訓練施設等	2201 支給対象運営費
1202 支給額	2202 支給額
1203 併給調整	2203 併給調整等
1300 受給資格の認定	2300 受給資格の認定申請
1301 事前着手の禁止	2301 受給資格認定申請書の提出
1302 受給資格認定申請書の提出	2302 添付書類
1303 添付書類	2303 受給資格の認定手続
1304 受給資格の認定手続	2304 受給資格認定の取消し
1305 受給資格認定の取消し	2305 障害者職業能力開発訓練事業計画の変更手続
1306 障害者職業能力開発訓練事業計画の変更手続	2400 受給資格の確認
1400 受給資格の確認	2401 支給対象事業主等の確認
1401 支給対象事業主等の確認	2402 障害者職業能力開発訓練事業の確認
1402 障害者職業能力開発訓練施設等の確認	2500 支給申請
1500 支給申請	2501 支給申請書の提出
1501 支給申請書の提出	2502 添付書類
1502 添付書類	
2600 支給要件の確認	

2601	訓練対象障害者の確認
2602	支給対象運営費の確認
2700	支給決定
2701	支給決定
3000	雑則
3001	施行期日

0100 趣旨（共通）

0101 趣旨

障害者の雇用は着実に進展しているが、依然として希望する仕事に就職できない障害者も多数存在している。

このため、事業主や社会福祉法人等が、これらの障害者に対する一定の要件を満たす職業訓練を行う場合の費用の一部を助成することにより、障害者の一層の雇い入れの促進と職場定着を図ることとする。

0200 支給要件（共通）

0201 支給対象事業主等

次のイからへのいずれにも該当し、かつ 1101 障害者職業能力開発訓練施設等または 2101 障害者職業能力開発訓練運営の支給対象事業主等の要件に該当する事業主等であること。

イ 次のいずれかに該当する事業主等であること。

(イ) 事業主又は事業主の団体（次のいずれにも該当する団体に限る。）

- a 団体の代表者又は管理人を定めること。
- b 団体の運営に関する規約を規定していること。
- c 経理担当職員を配置した事務局を設置していること。

(ロ) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校を設置する私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人若しくは同法第 64 条第 4 項に規定する法人

(ハ) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

(ニ) その他障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人

ロ 実施する障害者職業能力開発訓練において、就職支援責任者の配置を行う事業主等であること。

ハ 受講者に対する相談体制を以下のとおり確保していること。

(イ) 受講者からの手続きに関する問合せ等に常時対応する窓口としての事務担当者を配置していること。

(ロ) 訓練に係る苦情処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足る業務運営体制を整備していること。

ニ 受講者の個人情報を取り扱う際には、当該受講者の権利利益を侵害することのないよう管理運営を行うものであること。

ホ 事業主等の主たる事業所の所在地を管轄する労働局（以下、「管轄労働局」という。）が行う訓練の実施状況に係る調査にあたり、事業主等はこれに協力するとともに、管轄労働局に対する就職状況の報告を確実に行うものであること。

ヘ 事業主等は訓練内容について、パンフレット及び労働局ホームページ等を活用し、労働局・公共職業安定所（以下「安定所」という。）を通じて障害者に示すようにするため、管轄労働局と相互に連携を図ること。

0202 訓練対象障害者

障害者職業能力開発訓練の対象となる者は次のいずれにも該当する者とする。

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第125号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する障害者（具体的には、次の(イ)～(ハ)に掲げる者）（以下、「障害者」という。）であること。

(イ) 身体障害者

法第2条第2号に規定する身体障害者

(ロ) 知的障害者

法第2条第4号に規定する知的障害者

(ハ) 精神障害者

法第2条第6号に規定する精神障害者

(ニ) 発達障害者

発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条に規定する発達障害者

(ホ) 脳の機能的損傷に基づく精神障害である高次脳機能障害であると診断された者

(ハ) 次の表に掲げるいずれかの難治性疾患を有する者

アイカルディ症候群、アイザックス症候群、I g A腎症、I g G 4 関連疾患、亜急性硬化性全脳炎、アジソン病、アッシュャー症候群、アトピー性脊髄炎、アペール症候群、アミロイドーシス、アラジール症候群、アルポート症候群、アレキサンダー病、アンジェルマン症候群、アントレー・ビクスラー症候群、イソ吉草酸血症、一次性ネフローゼ症候群、一次性膜性増殖性糸球体腎炎、1 p 36欠失症候群、遺伝性自己炎症疾患、遺伝性ジストニア、遺伝性周期性四肢麻痺、遺伝性腭炎、遺伝性鉄芽球形貧血、ウィーバー症候群、ウィリアムズ症候群、ウィルソン病、ウエスト症候群、ウェルナー症候群、ウォルフラム症候群、ウルリッヒ病、HTLV-1 関連脊髄症、ATR-X症候群、ADH分泌異常症、エーラス・ダンロス症候群、エプスタイン症候群、エプスタイン病、エマヌエル症候群、遠位型ミオパチー、円錐角膜、黄色靭帯骨化症、黄斑ジストロフィー、大田原症候群、オクシピタル・ホーン症候群、オスラー病、カーニー複合、海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん、潰瘍性大腸炎、下垂体前葉
--

機能低下症、家族性地中海熱、家族性良性慢性天疱瘡、カナバン病、化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群、歌舞伎症候群、ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症、カルニチン回路異常症、加齢黄斑変性、肝型糖原病、間質性膀胱炎（ハンナ型）、環状20番染色体症候群、関節リウマチ、完全大血管転位症、眼皮膚白皮症、偽性副甲状腺機能低下症、ギャロウェイ・モワト症候群、急性壊死性脳症、急性網膜壊死、球脊髄性筋萎縮症、急速進行性糸球体腎炎、強直性脊椎炎、巨細胞性動脈炎、巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）、巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）、巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症、巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）、筋萎縮性側索硬化症、筋型糖原病、筋ジストロフィー、クッシング病、クリオピリン関連周期熱症候群、クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群、クルーゾン症候群、グルコーストランスポーター1欠損症、グルタル酸血症1型、グルタル酸血症2型、クロウ・深瀬症候群、クローン病、クローンカイト・カナダ症候群、痙攣重積型（二相性）急性脳症、結節性硬化症、結節性多発動脈炎、血栓性血小板減少性紫斑病、限局性皮質異形成、原発性局所多汗症、原発性硬化性胆管炎、原発性高脂血症、原発性側索硬化症、原発性胆汁性胆管炎、原発性免疫不全症候群、顕微鏡的大腸炎、顕微鏡的多発血管炎、高IgD症候群、好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、好酸球性副鼻腔炎、抗糸球体基底膜腎炎、後縦靭帯骨化症、甲状腺ホルモン不応症、拘束型心筋症、高チロシン血症1型、高チロシン血症2型、高チロシン血症3型、後天性赤芽球癆、広範脊柱管狭窄症、膠様滴状角膜ジストロフィー、抗リン脂質抗体症候群、コケイン症候群、コストロ症候群、骨形成不全症、骨髄異形成症候群、骨髄線維症、ゴナドトロピン分泌亢進症、5p欠失症候群、コフィン・シリズ症候群、コフィン・ローリー症候群、混合性結合組織病、鰓耳腎症候群、再生不良性貧血、サイトメガロウイルス角膜内皮炎、再発性多発軟骨炎、左心低形成症候群、サルコイドーシス、三尖弁閉鎖症、三頭酵素欠損症、CFC症候群、シェーグレン症候群、色素性乾皮症、自己食空胞性ミオパチー、自己免疫性肝炎、自己免疫性後天性凝固因子欠乏症、自己免疫性溶血性貧血、四肢形成不全、シトステロール血症、シトリン欠損症、紫斑病性腎炎、脂肪萎縮症、若年性特発性関節炎、若年性肺気腫、シャルコー・マリー・トゥース病、重症筋無力症、修正大血管転位症、ジュベール症候群関連疾患、シュワルツ・ヤンペル症候群、徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症、神経細胞移動異常症、神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症、神経線維腫症、神経フェリチン症、神経有棘赤血球症、進行性核上性麻痺、進行性骨化性線維異形成症、進行性多巣性白質脳症、進行性白質脳症、進行性ミオクロオースてんかん、心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症、心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症、スタージ・ウェーバー症候群、スティーヴンス・ジョンソン症候群、スミス・マギニス症候群、スモン、脆弱X症候群、脆弱X症候群関連疾患、成人スチル病、成長ホルモン分泌亢進症、脊髄空洞症、脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）、脊髄髄膜瘤、脊髄性筋萎縮症、セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症、前眼部形成異常、全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、先天異常症候群、先天性横隔膜ヘルニア、先天性核上性球麻痺、先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症、先天性魚鱗癬、先天性筋無力症候群、先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症、先天性三尖弁狭窄症、先天性腎性尿崩症、先天性赤血球形成異常性貧血、先天性僧帽弁狭窄症、先天性大脳白質形成不全症、先天性肺静脈狭窄症、先天性風疹症候群、先天性副腎低形成症、先天性副腎皮質酵素欠損症、先天性ミオパチー、先天性無痛無汗症、先天性葉酸吸収不全、前

頭側頭葉変性症、早期ミオクロニー脳症、総動脈幹遺残症、総排泄腔遺残、総排泄腔外反症、ソトス症候群、ダイヤモンド・ブラックファン貧血、第14番染色体父親性ダイソミー症候群、大脳皮質基底核変性症、大理石骨病、ダウン症候群、高安動脈炎、多系統萎縮症、タナトフォリック骨異形成症、多発血管炎性肉芽腫症、多発性硬化症／視神経脊髄炎、多発性軟骨性外骨腫症、多発性嚢胞腎、多脾症候群、タンジール病、単心室症、弾性線維性仮性黄色腫、短腸症候群、胆道閉鎖症、遅発性内リンパ水腫、チャージ症候群、中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群、中毒性表皮壊死症、腸管神経節細胞僅少症、TSH分泌亢進症、TNF受容体関連周期性症候群、低ホスファターゼ症、天疱瘡、禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症、特発性拡張型心筋症、特発性間質性肺炎、特発性基底核石灰化症、特発性血小板減少性紫斑病、特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）、特発性後天性全身性無汗症、特発性大腿骨頭壊死症、特発性多中心性キャッスルマン病、特発性門脈圧亢進症、特発性両側性感音難聴、突発性難聴、ドラベ症候群、中條・西村症候群、那須・ハコラ病、軟骨無形成症、難治頻回部分発作重積型急性脳炎、22q11.2欠失症候群、乳幼児肝巨大血管腫、尿素サイクル異常症、ヌーナン症候群、ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症、脳腱黄色腫症、脳表へモジデリン沈着症、膿疱性乾癬、嚢胞性線維症、パーキンソン病、バージャー病、肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症、肺動脈性肺高血圧症、肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）、肺胞低換気症候群、ハッチンソン・ギルフォード症候群、バッド・キアリ症候群、ハンチントン病、汎発性特発性骨増殖症、PCDH19関連症候群、非ケトーシス型高グリシン血症、肥厚性皮膚骨膜炎、非ジストロフィー性ミオトニー症候群、皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症、肥大型心筋症、左肺動脈右肺動脈起始症、ビタミンD依存性くる病／骨軟化症、ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症、ビッカースタッフ脳幹脳炎、非典型溶血性尿毒症症候群、非特異性多発性小腸潰瘍症、皮膚筋炎／多発性筋炎、びまん性汎細気管支炎、肥満低換気症候群、表皮水疱症、ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）、VATER症候群、ファイファー症候群、ファロー四徴症、ファンコニ貧血、封入体筋炎、フェニルケトン尿症、フォンタン術後症候群、複合カルボキシラーゼ欠損症、副甲状腺機能低下症、副腎白質ジストロフィー、副腎皮質刺激ホルモン不応症、ブラウ症候群、プラダー・ウィリ症候群、プリオン病、プロピオン酸血症、PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）、閉塞性細気管支炎、 β -ケトチオラーゼ欠損症、ベーチェット病、ベスレムミオパチー、ヘパリン起因性血小板減少症、ヘモクロマトーシス、ペリー症候群、ペルーシド角膜辺縁変性症、ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）、片側巨脳症、片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群、芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症、発作性夜間ヘモグロビン尿症、ポルフィリン症、マリネスコ・シェーグレン症候群、マルファン症候群、慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー、慢性血栓塞栓性肺高血圧症、慢性再発性多発性骨髄炎、慢性膵炎、慢性特発性偽性腸閉塞症、ミオクロニー欠伸てんかん、ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん、ミトコンドリア病、無虹彩症、無脾症候群、無 β リポタンパク血症、メープルシロップ尿症、メチルグルタコン酸尿症、メチルマロン酸血症、メビウス症候群、メンケス病、網膜色素変性症、もやもや病、モワット・ウイルソン症候群、薬剤性過敏症候群、ヤング・シンプソン症候群、優性遺伝形式をとる遺伝性難聴、遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん、4p欠失症候群、ライソゾーム病、ラスムッセン脳炎、ランゲルハンス細胞組織球症、ランドウ・クレフナー症候群、リジン尿性蛋白不耐症、両側性小耳

症・外耳道閉鎖症、両大血管右室起始症、リンパ管腫症／ゴーハム病、リンパ脈管筋腫症、類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）、ルビンシュタイン・テイビ症候群、レーベル遺伝性視神経症、レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症、劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴、レット症候群、レノックス・ガストー症候群、ロスマンド・トムソン症候群、肋骨異常を伴う先天性側弯症

- ロ 安定所に求職申込みを行っており、障害特性、能力、労働市場の状況等を踏まえ、当該訓練を受けることが必要であると安定所長が認め、その旨、支給対象事業主等に対し職業訓練受講通知書（様式第20号）により通知された者であること。

0203 障害者職業能力開発訓練事業

本助成金の対象となる障害者職業能力開発訓練事業は、障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための教育訓練であって、雇保則第125条第10項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する教育訓練とし、具体的には、イからヌの要件を満たすものとする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援の事業、又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項の規定に基づき国又は都道府県が公共職業能力開発施設を設置して行う職業訓練とみなして当該公共職業能力開発施設以外の施設により行われる教育訓練の事業のうち、その事業に要する費用が国の負担によるものを除く。

イ 運営管理者

教育訓練の施設の運営を管理する者は、障害者の能力を開発し、及び向上するための教育訓練について必要な知識を有し、かつ、雇保則第125条第10項第1号イの規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準に適合する教育訓練の事業、又は当該事業と同等と認められる教育訓練の事業に係る経験をおおむね5年以上有する者でなければならないこと。

ロ 訓練期間

教育訓練の期間は、6月以上2年以内とすること。ただし、簡易に習得することができる技能等に関する訓練科については、3月以上6月未満とすることができること。

また、訓練期間は、実施しようとする訓練の目標、カリキュラムの内容等に整合性を有するものであること。

ハ 訓練時間

教育訓練の訓練時間は、訓練期間が6月以上の場合にあっては、6月間について700時間を基準として定めること。また、訓練時間は1日5～6時間が標準であること。ただし、時間数の算定については、50分以上60分未満（休憩時間を除く）を1時間と算定して差し支えないこと。

訓練時間は、訓練期間、訓練職種又は障害者の障害の種類等に応じて増減して定めることができること。

訓練コースは実技を中心とした訓練カリキュラムであること。具体的には、訓練全体の時間

数のうち、実技はおおむね5割以上であること。

ニ 訓練科目

教育訓練の科目は、労働市場等の状況から判断して雇用機会の大きいものであって、対象とする障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上することが必要なものでなければならないこと。

また、以下のいずれにも該当しないものであること。

- (イ) 次に掲げるもののほか、社会通念上、職業能力の開発及び向上に相当程度資するものであると認められないもの。
 - a 職業能力の開発及び向上に関連しないもの
 - b 就職との関連性があっても、一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの
 - c 職業能力のごく一部を開発及び向上するにすぎないもの、通常の就職にあたって必要なもの
- (ロ) 次に掲げる法令に基づく資格等に関するもの等、受講者の就職に資するものとして適当でないと認められるもの。
 - a 当該資格の社会的認知度が総じて低いもの
 - b 法令に基づく資格であって、当該資格の取得に必要な試験に合格する者の数があらかじめ限られており、かつ、相当程度少ないもの
 - c 特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力取得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可避なもの
 - d 特定の資格を既に有する者のみを対象として当該資格と同等以上の技能及びこれに関する知識の習得を目的とするもの
 - e 受講にあたり特別な能力を必要とすることにより受講対象者がきわめて限定されるもの
- (ハ) 訓練終了日の属する年度毎に以下の式により算定した就職率(平成29年4月1日以降に受給資格の認定を受けた訓練科目に限る。)が、受給資格の認定申請の時点において、2年続けて30%未満となっているもの。
$$\frac{(\text{訓練終了3か月後の就職者数} + \text{就職のための中退者})}{(\text{訓練修了者} + \text{就職のための中退者})} \times 100$$
- (ニ) その他受講者の就職に資する教育訓練として適当でないと認められるもの。

ホ 訓練施設以外の実習の要件

訓練施設以外で実習を行う場合は、当該実習が次の要件を全て満たしていること。

- (イ) 実際に生産活動や営業活動を行っている事業所において雇用関係に入らずに行う実習形式による実践的な訓練内容であること。
- (ロ) 実習先事業所において、実習指導者、訓練評価者及び管理責任者を配置していること。
- (ハ) 安全衛生に関する技能及びこれに関する知識の習得を目的とした実習を含むものであること。
- (ニ) 訓練を受ける者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをするものであること。

へ 訓練人員

教育訓練を行う1単位の受講者の定員は訓練科目ごとにおおむね10人（下限は5人、上限は15人）とすること。なお、身体障害者（法第2条第3号に規定する重度身体障害者を除く。）以外の障害者にあってはおおむね5人から10人とすること。

ト 訓練担当者

教育訓練の科目ごとに、受講者おおむね5人につき1人の専任の訓練担当者を置かなければならないこと。受講者が5人を超えるときは2人以上（助手を含む。）の配置を標準とすること。

助手については、訓練内容に関する知識を有し、訓練担当者の指示のもと受講者への指導ができるなど、訓練の円滑な実施に必要な業務に従事できる者であること。

訓練担当者は、その担当する職種について専門的な知識、技術、技能等を有する者であって、かつ、障害者の指導に相当の経験を有する者でなければならないこと。

具体的には、以下のいずれかの要件を満たしていること。

- (イ) 職業能力開発促進法第28条第1項の規定に基づき、担当する訓練科目の訓練内容に関する職業訓練指導員免許を有する者
- (ロ) 職業訓練指導員免許を受けることができる者と同等以上の能力を有すると認められる者として、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第48条の3の各号の規定に該当する者
- (ハ) 資格等により障害特性等を踏まえた指導能力を有すると判断される者であって、かつ、担当する訓練科目の訓練内容に関する指導経験を2年以上有する者

チ 訓練施設等

教育訓練の施設は、障害者の障害の種類等に十分配慮して、その教育訓練の目的を実現するために必要な施設及び設備を備えたものでなければならないこと。

具体的には、以下の要件を満たしていること。

- (イ) 教室の面積は、受講者1人あたり1.65㎡以上であること。
- (ロ) 実習室の面積は、実技が適切かつ安全に実施できるよう配慮されていること。
- (ハ) 事務室は、教室とは別の部屋として完全に分離され、同一の又は近隣の建物内に整備されていること（衝立等の仕切りは不可）。
- (ニ) 実技を行う教室・実習室は、訓練の内容や程度、受講者の数に応じて適切かつ効率的かつ安全に実施できる設備、備品等（例えば、パソコン、ソフトウェア等）が必要数整備されていること。

リ 安全衛生

教育訓練の実施にあたっては、教育訓練を受講する障害者の安全衛生について、十分な配慮がなされなければならないこと。

また、訓練を行う際、災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講ずるものであること。

労働安全衛生関係法令等により、定期点検、講習又は免許が必要とされている機械等の使用に当たっては、これに関する必要な措置が講じられていること。

ヌ 費用

教育訓練を受講する者が所有することとなる教科書その他の教材に係る費用としてあらかじめ明示したものを除き、無料であること。

0204 就職支援責任者の配置

事業主等は就職支援責任者を配置し、受講者の訓練期間中から必要な就職活動の支援を行うこと。就職支援責任者の要件及び業務内容は以下のとおりであること。

なお、就職支援責任者は専任が望ましいが、その職務を十分に実施できると認められる場合は兼任でも差し支えない。

イ 就職支援責任者の要件

キャリア・コンサルタント、又は、以下のロに掲げる業務を適切に行うことができる知識、経験を有する者であること。

ロ 業務内容

- (イ) 安定所が作成した受講者の就職支援計画等を踏まえ、受講者に対する就職活動の支援を企画、立案すること。
- (ロ) 受講者に対する継続的なキャリア・コンサルティングを行うこと。
- (ハ) 訓練期間中、職業相談を行うため、安定所が予め指定する来所日に安定所を訪問するよう受講者を誘導すること。
- (ニ) 就職活動の支援に関して、安定所その他の職業紹介機関、関係機関等との連携を図ること。
- (ホ) 職業相談の実施や面接指導、履歴書の作成に係る指導等を行うこと。
- (ヘ) 求人情報の提供や安定所が行う就職説明会の周知を行うこと。
- (ト) 就職後の職場定着に関する状況把握及び必要な支援を1年間以上実施すること。
- (チ) 関係機関等との連携を図り、就職及び職場定着に必要な生活面・健康面のサポートを行うこと。

1000 障害者職業能力開発訓練施設等

事業主等が、障害者に対する一定の要件を満たす職業訓練を行うための施設又は設備（以下「能力開発訓練施設等」という。）の設置・整備又は更新の費用の一部に対する助成については、0100 趣旨（共通）及び0200 支給要件（共通）のほか、次の1100 支給要件から1801 返還によるものとする。

1100 支給要件

1101 支給対象事業主等

0201 支給対象事業主等に定める支給要件のほか、次のイ及びロのいずれにも該当する事業主等であること。

イ 能力開発訓練施設等の設置・整備または更新を行い、その費用を負担する事業主等であるこ

と。

ロ 次の(イ)または(ロ)に該当する事業主であること。

(イ) 本助成金の受給資格の認定を受けており、能力開発訓練施設等の設置・整備又は更新を行った後、訓練対象障害者の障害者職業能力開発訓練を5年以上継続して行う事業主等であること。

(ロ) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による障害者能力開発助成金又は身体障害者等能力開発助成金の受給資格の認定を受けており、能力開発訓練施設等の設置・整備又は更新を行った後、訓練対象障害者の障害者職業能力開発訓練を5年以上継続して行う事業主等であること。

1102 事業主等が報告する事項

イ 訓練開始報告

事業主等は、訓練開始後2週間以内に受講者の氏名、性別、年齢、障害種別、訓練科目等を記載した名簿を訓練開始報告書(様式第10号)により管轄労働局長(以下「管轄労働局長」という。)に報告するものとする。

また、訓練が5年以上継続して行われていることを確認するため、訓練開始年度以降、5年間報告するものとする。

ロ 訓練終了報告

事業主等は、訓練終了後2週間以内に、訓練受講終了者の氏名、性別、年齢、障害種別、訓練修了状況、出席率、中退理由等を記載した名簿を訓練終了報告書(様式第12号)により管轄労働局長に報告するものとする。

また、訓練が5年以上継続して行われていることを確認するため、訓練開始年度以降、5年間報告するものとする。

ハ 就職状況報告

事業主等は、訓練終了日から起算して3か月、6か月、1年以内の受講者の就職状況を就職状況報告書(様式第13号)により、それぞれの期間満了日の翌日から起算して1か月以内に管轄労働局長に報告するものとする。

また、訓練が5年以上継続して行われていることを確認するため、訓練開始年度以降、5年間報告するものとする。

1200 支給額

1201 支給対象訓練施設等

イ 支給対象となる能力開発訓練施設等の設置・整備に要する費用

次の(イ)から(ニ)に該当する能力開発訓練施設等であって、事業主等自らが所有するものの設置・整備に要する費用を支給対象とする。

(イ) 能力開発訓練施設

次のaからcまでに掲げるものをいう。

- a 教室（講義室、視聴覚室等）
 - b 実習室（調理室、コンピューター室等実際に機器等の訓練を行うための施設）
 - c その他の施設（資料室、職能判定室、指導員室）
 - (㍑) 管理施設
能力開発訓練の事業を管理するための施設
 - (㍒) 福祉施設
次の a から f までに掲げるものをいう。
 - a 能力開発訓練受講者用寄宿舍（労働基準法第 9 5 条に基づく事業附属寄宿舍規程（昭和 22 年労働省令第 7 号）において定める基準により設置する寄宿舍）
 - b 保健施設（衛生室、浴室、洗面所の他、能力開発訓練受講者等の健康及び身体の清潔を保つための施設）
 - c 給食施設（食堂、調理配膳室等の食事をする施設）
 - d 託児施設
 - e 教養文化施設（図書室等の教養を向上させるための施設及びこれらに附帯する施設）
 - f 購買施設（文房具類等の物品を購入するための売店及びこれに附帯する施設）
 - (㍔) 能力開発訓練施設用設備
(イ) から (㍒) までに掲げる施設の目的を達成するための設備
- ロ 支給対象となる能力開発訓練施設等の更新に要する費用
次の (イ) 及び (㍑) に該当する事業主が自ら所有する能力開発訓練施設等の更新に要する費用であって、次の区分ごとに該当する費用を支給対象とする。
- (イ) 施設の改善
本助成金又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による障害者能力開発助成金又は身体障害者等能力開発助成金の支給決定日から起算して、10 年を経過したイ (イ) から (㍒) までの施設の改善
 - (㍑) 設備の更新
本助成金又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による障害者能力開発助成金又は身体障害者等能力開発助成金の支給決定日から起算して、設備の種類ごとに定める期間（別表）又は 10 年を経過したイ (㍔) の設備の更新
- ハ 支給対象としない能力開発訓練施設等
次に掲げるものは、本助成金の支給対象としない。
- (イ) 中古製品若しくは自社製品を購入する能力開発訓練施設等
 - (㍑) 事業主等を代表する者及びその役員が代表者となる法人から購入する能力開発訓練施設等
 - (㍒) 法第 4 4 条第 1 項に規定する子会社が、同項に規定する親会社、又は法第 4 5 条第 1 項に規定する関係会社から購入する能力開発訓練施設等
 - (㍔) 特例子会社がその親会社又はその関係会社から購入する能力開発訓練施設等
 - (ホ) 親会社がその特例子会社又はその関係会社から購入する能力開発訓練施設等
 - (ハ) 関係会社がその親会社又はその親会社の特例子会社から購入する能力開発訓練施設等
 - (ト) 特例子会社がその親会社又はその関係会社に工事をさせる能力開発訓練施設等

- (f) 親会社がその特例子会社又はその関係会社に工事をさせる能力開発訓練施設等
- (g) 関係会社がその親会社又はその親会社の特例子会社に工事をさせる能力開発訓練施設等
- (x) 事業主等が自ら設計又は工事を施工する能力開発訓練施設等（その事業主等を代表する者、その役員、当該代表する者及び役員が代表者となる法人が実施する場合を含む。）

1202 支給額

障害者職業能力開発訓練事業を行うための施設又は設備の設置・整備又は更新に要した費用（以下「施設整備費」という。）に $3/4$ を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を支給する。ただし、算定した額が、次の区分ごとに定める額を超えるときは、次の区分ごとに定める額を支給額とする。

イ 施設又は設備の設置・整備の場合

5,000万円

ロ 施設又は設備の更新の場合

1,000万円（支給申請1件ごとの支給限度額ではなく、事業主が将来にわたって受給することができる限度額。）

1203 併給調整

同一の理由により、以下に掲げる助成金等の支給を受けた、又は受けている事業主等については、当該支給の対象となった施設又は設備については本助成金を支給しない。

イ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下、「施行規則」という。）第22条）

ロ 障害者作業施設設置等助成金（施行規則第18条）

ハ 障害者福祉施設設置等助成金（施行規則第18条の3）

ニ 平成26年10月22日付け厚生労働省社援1022第3号「社会福祉施設等施設整備費国庫補助について」別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に規定する社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

1300 受給資格の認定

1301 事前着手の禁止

本助成金の認定を受けようとする事業主等は、能力開発訓練施設等の設置等に着手（支給対象能力開発訓練施設等に係る工事等の発注、契約、支払等を行うこと（当該能力開発訓練施設等の設計図書の作成に係るものを除く。）をいう。）する前に、本助成金の受給資格の認定を受けなければならない。

1302 受給資格認定申請書の提出

受給資格の認定を受けようとする事業主等は、第1期申請期間（7月16日から9月15日まで）、又は第2期申請期間（1月16日から3月15日までの間）に、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等・運営）受給資格認定申請書（様式第1号。以下、「認定申請書」という。）、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）認定申請明細

書（様式第2号）及び障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）に必要な書類を添付し、管轄労働局長に提出しなければならない。

1303 添付書類

受給資格認定申請の際に必要な添付書類は以下のとおりとする。

- イ 法人事業計画書及び収支予算書（直近のもの）
 - ロ 事業主の登記事項全部証明書（写）
 - ハ 定款（写）
 - ニ 法人の決算報告書（写）及び各勘定科目内訳明細書（写）、確定申告書（別表を含む。）（写）、直近の決算期分の減価償却明細書（写）
 - ホ 納税証明書その1及びその2（直近決算期分）（写）
 - ヘ 預金及び借入残高証明書
 - ト 就業規則（写）、賃金規程（写）、退職金規程（写）
 - チ 訓練実施施設（教室・実習室）及び事務室の平面図
 - リ 運営管理者、訓練担当者、就職支援責任者その他指導員及び教務職員の一覧
 - ヌ 運営管理者、訓練担当者及び就職支援責任者の経歴書（写）、資格・免許等（写）（指導員免許、指導員講習の修了証等）
 - ル 使用教科書等一覧
 - ヲ 企業実習先一覧
 - ワ 企業実習先の概要
 - カ 企業実習の訓練カリキュラム
 - コ 施設・設備の設置等に係る設計図書（建築意匠図、構造図（仕様書、地質柱状図等）、設計内訳書等（写）
 - タ 支給要件確認申立書（共通要領 様式第1号）
- ※ コについては、原則として複数の施行業者から見積りを取り、より低額な見積額を提示した業者のものを採用することとし、参考資料として、以下の資料を必ず添付すること。
- ・ 事業主等が見積りを依頼した業者に対して提示した仕様書（障害者への配慮事項などが明記されたもの）
 - ・ 不採用とした業者の見積明細書
- レ その他、管轄労働局長が必要と認める書類

1304 受給資格の認定手続

- イ 管轄労働局長は、事業主等から認定申請書の提出があった場合、記入漏れの有無のほか、添付書類の具備等を確認した上で受理するものとする。また、その際に、管轄労働局長は事業主等に対し、認定申請書の写しを交付すること。
- ロ 認定申請書を受理する際、訓練募集開始日及び訓練募集締切日について、適切な募集期間となるよう設定されていること、選考日について、訓練開始日の前日から起算して2週間前までに、受講希望者に係る選考結果を管轄の安定所に送付することができる選考日となっていることを確認する。

- ハ 管轄労働局長は、0201 支給対象事業主等、0202 訓練対象障害者、0203 障害者職業能力開発訓練事業及び0204 就職支援責任者の配置の要件を満たしていることを確認の上、受給資格の認定または不認定の決定を行う。
- ニ 管轄労働局長は、ハの認定又は不認定の決定を行ったときは、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等・運営）受給資格（認定・不認定）通知書（様式第4号）により、その旨を事業主等に通知する。

1305 受給資格認定の取消し

管轄労働局長は、受給資格の認定を取り消したときは、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等・運営）受給資格認定取消通知書（様式第5号）により、事業主等に通知する。

1306 障害者職業能力開発訓練事業計画の変更手続

イ 事業計画の変更申請

事業主等は、本助成金の受給資格の認定を受けた障害者職業能力開発訓練事業計画を変更する場合は、障害者職業能力開発訓練事業計画変更承認申請書（様式第14号）を、変更を行おうとする2週間前までに、管轄労働局長に提出しなければならない。

ロ 事業計画の変更承認

- (イ) 管轄労働局長は、イにより障害者職業能力開発訓練事業計画変更承認申請書を受理した場合には、内容を審査し、変更を認めたときは「承認」を、変更を認めることができないときは「不承認」の決定を行う。
- (ロ) 管轄労働局長は、(イ)の決定を行ったときは、障害者職業能力開発訓練事業計画変更（承認・不承認）通知書（様式第15号）により、その旨を事業主等に通知する。

1400 受給資格の確認

1401 支給対象事業主等の確認

イ 障害者職業能力開発訓練事業であることの確認

- (イ) 障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）に記載された訓練内容が0203 障害者職業能力開発訓練事業の要件に適合するものであるか否かを審査することにより、支給対象事業主等に該当するか否かの判断を行う。
- (ロ) 障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）の「2 資金調達と借入金返済計画」について、資金調達額、返済条件等に係る計画が妥当なものであり、自己資金等も勘案して、障害者職業能力開発訓練事業の安定性が見込まれるかを確認する。なお、障害者職業能力開発訓練事業の実現性に疑問がある場合は、詳細な説明を求めること。

ロ 就職支援責任者の配置及び支援内容の確認

1303 添付書類のヌ 就職支援責任者の経歴書（写）及び障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）により0204 就職支援責任者の配置の要件を満たしていることを確認する。

1402 障害者職業能力開発訓練施設等の確認

イ 障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）の「7 建物・設備等設置等計画」の内容が1201 支給対象訓練施設等に該当するものであるか否かを確認する。

また、能力開発訓練施設及び能力開発訓練用設備の内容が人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）認定申請明細書（様式第2号）の記載内容と一致していることを確認するとともに、1303 添付書類のヨ 施設・設備の設置等に係る設計図書、設計内訳書（写）の記載内容と一致していることを確認する。

ロ 助成対象施設・設備は次の点から妥当と評価できるかを確認すること。

(イ) 助成対象となる施設・設備の内容が、対象障害者の障害特性を踏まえた訓練内容と照らして妥当なものとなっているか（対象経費を増大させるため過度な仕様となっていないか。）。

(ロ) 助成対象となる施設・設備の設置・整備、更新の期間内終了の見込みは適切といえるか。

1500 支給申請

1501 支給申請書の提出

本助成金の支給を受けようとする事業主等は、受給資格認定を受けた日の翌日から起算して1年以内に、支給対象能力開発訓練施設の設置等を完了することとし、当該訓練施設の設置等を完了した日の翌日から起算して2か月以内に、①人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）支給申請書（様式第6号）、②支給対象能力開発訓練施設等に係る人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）実績明細書（様式第7号）、③人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）支払内訳明細書（様式第8号）に、必要な書類を添付して、管轄労働局長に提出しなければならない。

1502 添付書類

イ 支給申請の際の添付書類は以下のとおりとする。

(イ) 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）受給資格認定通知書（写）

(ロ) 支給対象能力開発訓練施設等に係る書類

a 能力開発訓練施設

(a) 施行業者等との契約内容が確認できる書類（工事請負契約書（写）及び設計監理委託契約書（写）又は売買契約書（写）等）

(b) 能力開発訓練施設等の状況が確認できる書類（建築確認申請書（写）、建築確認申請に当たっての申請書類一式（写）及び建築確認済証（写）、設計図書関係書類（①建物登記簿謄本、②竣工図面（※）、③検査済証（写）、④工事写真（竣工写真を含む。）、⑤設備配置図及び設備配置写真））

※ 建築基準法等関係法令や条例を遵守するためなどにより、やむを得ず、施設（助成対象として認定していない施設を除く。）の内容を変更した場合は、当該変更点を明らかにした資料及び変更した理由を明記した資料。

(c) 支払いが確認できる書類（銀行振込金受領書（写）及び振込明細票、領収書（写）等）

b 能力開発訓練用設備

- (a) 契約内容が確認できる書類（売買契約書（写））
- (b) 設備の状況が確認できる書類（設備配置図、自動車車検証（写）（自動車が支給対象となっている場合のみ）、設備設置写真）
- (c) 支払いが確認できる書類（銀行振込金受領書（写）及び振込明細票、領収書（写）等）
- (ハ) 税務署に申告した決算書（写）又は所得税確定申告書（写）
- (ニ) 税務署に申告した固定資産台帳（写）又は減価償却明細表（写）
- (ホ) 上記(ハ)又は(ニ)の書類に支給対象施設等が記載されていない場合は、その理由を記した文書、総勘定元帳において支給対象施設等の支払に係る処理を記載したページの写し及び現状写真を添付するものとする。
- (ハ) 支給要件確認申立書（共通要領 様式第1号）

ロ その他管轄労働局長が必要と認める書類

1600 支給要件の確認

1601 支給対象となる障害者職業能力開発訓練施設等の確認

- イ 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）実績明細書（様式第7号）のⅠ新設・増築・改築・購入資金及びⅡ設備備品購入・改造資金のそれぞれの項目の記載内容が、受給資格認定申請時に提出する人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）認定申請明細書（様式第2号）の記載内容と一致していることを確認する。
- ロ 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）実績明細書（様式第7号）のⅠ新設・増築・改築・購入資金及びⅡ設備備品購入・改造資金のそれぞれの項目の記載内容が、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）支払内訳明細書（様式第8号）の支払先、契約日又は発注日、支払日等の項目と突合し、受給資格認定後になされたものであることを確認する。
- ハ 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）実績明細書（様式第7号）のⅠ新設・増築・改築・購入資金及びⅡ設備備品購入・改造資金のそれぞれの項目の記載内容が、1502 添付書類の(ロ) a の(a)及び(b)、(ロ) b の (a) 及び(b)の記載内容と一致していることを確認する。

1602 支給対象となる障害者職業能力開発訓練施設等の設置・整備に要する費用の確認

人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）実績明細書（様式第7号）のⅠ新設・増築・改築・購入資金及びⅡ設備備品購入・改造資金のそれぞれの項目及び金額について、1502 添付書類の(ロ) a の(c)及び(ロ) b の (c) の支払いが確認できる書類に記載された金額及び(ホ) 総勘定元帳（写）の支出額と一致していることを確認する。

1700 支給決定

1701 支給決定

イ 管轄労働局長は、支給要件を満たすものと判定された事業主について、支給又は不支給の決定を行う。

ロ 管轄労働局長は、支給の決定、又は不支給の決定を行ったときは、障害者職業能力開発助成金（施設等・運営）支給・不支給決定通知書（様式第9号）により、その旨を事業主に通知する。

ハ 支給台帳へ記入

管轄労働局長は、事業主等から提出された支給申請書ごとに、当該支給申請に係る事業所等の名称、支給決定年月日、支給決定番号その他必要な事項を人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）支給台帳に記載し、支給申請書その他関係書類の写しを本助成金の支給決定日の属する年度の終了後5年間保管するものとする。

1800 雑則

1801 返還

管轄労働局長は、本助成金の支給を受けた事業主等が第1 共通要領 0501 に規定する受給できない事業主に該当する場合の他、0203 障害者職業能力開発訓練事業の要件を満たさない訓練を実施した場合、又は障害者の職業能力開発訓練事業を実施せず、本助成金の対象となった施設・設備を他の用途に使用した場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

2000 障害者職業能力開発訓練運営

事業主等が、障害者に対する一定の要件を満たす職業訓練を行う場合の運営の費用の一部に対する助成については、0100 趣旨（共通）及び0200 支給要件（共通）のほか、次の2100 支給要件から2701 支給決定によるものとする。

2100 支給要件

2101 支給対象事業主等

0201 支給対象事業主等に定める支給要件のほか、次に該当する事業主等であること。

イ 本助成金の受給資格の認定を受けており、訓練対象障害者について障害者職業能力開発訓練を行う事業主等であること。

2102 事業主等が報告する事項

イ 訓練開始報告

事業主等は、訓練開始後2週間以内に受講者の氏名、性別、年齢、障害種別、訓練科目等を記載した名簿を訓練開始報告書（様式第10号）により管轄労働局長に報告するものとする。

ロ 訓練受講状況報告

事業主等は、2501 で定める支給申請書の提出時に、支給対象期分の受講者の訓練受講状況を訓練受講状況報告書（様式第11号）により管轄労働局長に報告するものとする。

ハ 訓練終了報告

事業主等は、訓練終了後2週間以内に、訓練受講終了者の氏名、性別、年齢、障害種別、訓練修了状況、出席率、中退理由等を記載した名簿を訓練終了報告書（様式第12号）により管轄労働局長に報告するものとする。

ニ 就職状況報告

事業主等は、訓練終了日から起算して3か月、6か月、1年以内の受講者の就職状況を就職状況報告書（様式第13号）により、それぞれの期間満了日の翌日から起算して1か月以内に管轄労働局長に報告するものとする。

2200 支給額

2201 支給対象運営費

イ 支給対象運営費

支給対象となる運営費は、0203 障害者職業能力開発訓練事業の要件を満たす訓練を実施するために必要と認められる運営費であって、具体的な内容は、次のとおりとする。

(イ) 職員給与

a 職員基本給

指導員（障害者職業能力開発訓練事業に専任する訓練担当者、訓練指導員、助手等に限る。）及び教務職員（障害者職業能力開発訓練事業に専任する運営管理者、就職支援責任者、その他事務担当者に限る。）に係る基本賃金

b 職員諸手当

指導員及び教務職員に係る指導員手当、通勤手当、扶養手当、調整手当及び賞与等

c 負担金

指導員及び教務職員に係る社会保険料及び労働保険料の事業主負担分

(ロ) 一般管理費

a 謝金

外部講師及び嘱託医に対する謝金

b 旅費

指導員及び教務職員が行う受講者の進路指導関係旅費、関係機関との連絡旅費及び研修旅費

なお、旅費は障害者職業能力開発訓練事業を運営する施設が定める旅費規程（経済的な経路及び方法によって算定するものに限る。）により算定すること。

c 庁費経費

(a) 教材費

職業能力開発訓練に使用する教科書（教科書の送料を含む。受講者に購入させる教科書代等を除く。）、掛け図等の教具、視聴覚教材等の購入費用

(b) 実習経費

職業能力開発訓練の実習に使用する機械の燃料及び潤滑油、原材料、消耗品材等の購入費用

- (c) 福利厚生経費
指導員、教務職員及び受講者の健康診断等に係る費用
 - (d) 被服費
指導員に貸与する被服費及び安全靴の購入費用
 - (e) 備品費
取得価格の単価が2万円以上10万円未満であって職業能力開発訓練に係る事務機器、物品及び図書を購入費用
 - (f) 消耗品費
職業能力開発訓練に係る取得価格が2万円未満の物品及び比較的短期に消耗する物品（各種事務用品、新聞、定期購読雑誌）の購入費用
 - (g) 印刷製本費
職業能力開発訓練に係る募集要領、パンフレット等外注する印刷費用
 - (h) 通信運搬費
職業能力開発訓練に係る郵便料、電信・電話料、諸物品の運搬費
 - (i) 光熱水料
職業能力開発訓練のために使用する電気料、ガス、水道料その他これらに関する計器使用料
 - (j) 借料及び損料
職業能力開発訓練の事業に使用する設備、機器等の借りに伴う費用（保証金等に係る経費は除く。）、会場借上料、駐車料金
 - (k) 燃料費
職業能力開発訓練に係る冷暖房及び自動車等に必要な燃料購入費用
 - (l) 保険料
能力開発訓練施設等に係る火災保険料、受講者傷害保険料及び職業能力開発訓練のために整備した自動車損害賠償責任保険料
 - (m) 雑役務費
職業能力開発訓練用機器及び自動車等の修繕料、保守料及び送金手数料等
 - (n) 雑費
(a)から(m)までの経費項目のいずれにも属さない職業能力開発訓練に係る費用
- d 土地建物借料
能力開発訓練施設等として借り上げている土地又は施設の借料（保証金及び敷金の類を除く。）
- e 諸税
人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）の支給対象となった能力開発訓練施設等に対する不動産取得税、固定資産税及び自動車税等

ロ 支給対象としない経費

次に掲げるものは、本助成金の支給対象としない。

- (イ) 中古製品又は自社製品の購入又は賃借する設備等の費用
- (ロ) 事業主等を代表する者及びその役員が代表者となる法人から購入又は賃借する設備

等の費用

- (ハ) 法第44条第1項に規定する子会社が同項に規定する親会社、又は、同法第45条第1項に規定する関係会社から購入又は賃借する設備等の費用
- (ニ) 特例子会社がその親会社又はその関係会社から購入又は賃借する設備等の費用
- (ホ) 親会社がその特例子会社又はその関係会社から購入又は賃借する設備等の費用
- (ヘ) 関係会社がその親会社又は親会社の特例子会社から購入又は賃借する設備等の費用
- (ト) 事業主等が自ら設計又は施工する工事の費用（その事業主等を代表する者、その役員、当該代表する者及び役員が代表者となる法人が実施する場合を含む。）

2202 支給額

イ 運営費

障害者職業能力開発訓練の四半期ごとの支給対象運営費を、当該訓練を受講した障害者の数で除して得た1人当たりの運営費について、次の区分ごとに算定した額の合計を四半期ごとの支給額とする。ただし、事業主等からの申出により、四半期毎の運営費にバラツキがあると認められる場合は、支給額の上限額については、1年間を平均した額になるよう調整して支給することができるものとする。

- (イ) 法第2条第3号に規定する重度身体障害者、法第2条第5号に規定する重度知的障害者、法第2条第6号に規定する精神障害者及び就職が特に困難であると安定所長が認める障害者（以下、「重度障害者等」という。）を対象とする障害者職業能力開発訓練
 - a 1人当たりの運営費に5分の4を乗じた額（1か月につき17万円を超える場合は17万円）に、重度障害者等である訓練対象障害者のうち、支給対象期における訓練時間の8割以上を受講した者の人数を乗じた額
 - b 支給対象期における訓練時間の8割以上を受講しなかった者については、1人当たりの運営費に5分の4を乗じた額（1か月につき17万円を超える場合は17万円）に、支給対象期における訓練時間数を分母に、当該者の訓練受講時間数を分子にして得た率を乗じた額
- (ロ) (イ)以外の障害者を対象とする障害者職業能力開発訓練
 - a 1人当たりの運営費に4分の3を乗じた額（1か月につき16万円を超える場合は16万円）に重度障害者等以外の訓練対象障害者のうち、支給対象期における訓練時間の8割以上を受講した人数を乗じた額
 - b 支給対象期における訓練時間の8割以上を受講しなかった者については、1人当たりの運営費に4分の3を乗じた額（1か月につき16万円を超える場合は16万円）に、支給対象期における訓練時間数を分母に、当該者の訓練受講時間数を分子にして得た率を乗じた額

ロ 重度障害者等の就職加算

重度障害者等が就職した場合には、就職者1人当たり10万円を加算する。

(イ) 対象となる就職者

当該就職加算の対象となる就職者（以下「対象就職者」という。）は、以下のいずれにも該当する者とする。

- a 訓練修了日又は就職のための中退の日の翌日から起算して90日以内（以下「対象期間内」という。）に雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）として内定を受けた者若しくは雇用された者又は雇用保険適用事業主となった者であること。

ただし、労働者派遣事業（有期雇用派遣）により派遣される場合は、対象期間内に派遣先で就業（就業予定は除く）した者であること。

- b 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における障害福祉サービス（就労継続支援事業A型等）の利用者として雇用される者でないこと。

(ロ) 対象就職者の取扱い

- a 対象期間内に、1週間の所定労働時間が20時間未満であるなど対象就職者に該当しない労働条件で就職したものの、同期間内に労働条件の変更が行われることとなり雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）として内定を受けるなどした場合には、対象就職者に該当すること。

- b (イ) aの「内定」とは、就職状況報告（様式第19号）により就職予定日が確認できる場合に限ること。

2203 併給調整等

イ 併給調整

同一理由により、職業能力開発校設備整備等補助金（雇保則第126条）の支給を受け又は受けようとする事業主等については、当該支給の対象となった運営費用については本助成金を支給しない。

ロ 地方公共団体からの補助金等との調整

本助成金の対象となる障害者職業能力開発訓練事業に対して、地方公共団体から補助金等の支給を受ける場合の支給額は、本助成金の支給対象運営費の額から当該補助金等の額を控除した残りの額、又は上記2202支給額により算出した額のいずれか低い額とする。

2300 受給資格の認定申請

2301 受給資格認定申請書の提出

本助成金の支給を受けようとする事業主等は、訓練開始日の3か月前までに、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等・運営）受給資格認定申請書（様式第1号。以下、「認定申請書」という。）及び障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）に必要な書類を添付し、管轄労働局長に提出しなければならない。

2302 添付書類

受給資格認定申請の際に必要な添付書類は以下のとおりとする。

- イ 法人事業計画書及び収支予算書（直近のもの）
- ロ 事業主の登記事項全部証明書（写）
- ハ 定款（写）

- ニ 法人の決算報告書（写）及び各勘定科目内訳明細書（写）、確定申告書（別表を含む。）（写）、直近の決算期分の減価償却明細書（写）
- ホ 納税証明書その1及びその2（直近決算期分）（写）
- ヘ 預金及び借入残高証明書
- ト 就業規則（写）、賃金規程（写）、退職金規程（写）
- チ 賃貸借契約書（写）（訓練実施場所及び事務所を賃借する場合）
- リ 訓練実施施設（教室・実習室）及び事務室の平面図
- ヌ 運営管理者、訓練担当者、就職支援責任者その他指導員及び教務職員の一覧
- ル 運営管理者、訓練担当者及び就職支援責任者の経歴書（写）、資格・免許等（写）（指導員免許、指導員講習の修了証等）
- ヲ 使用教科書等一覧
- ワ 企業実習先一覧
- カ 企業実習先の概要
- コ 企業実習の訓練カリキュラム
- タ 支給要件確認申立書（共通要領 様式第1号）

2303 受給資格の認定手続

- イ 管轄労働局長は、事業主等から認定申請書及び障害者職業能力開発訓練事業計画書の提出があった場合、記入漏れの有無のほか、添付書類の具備等を確認した上で受理するものとする。また、その際に、管轄労働局長は事業主等に対し、認定申請書の写しを交付する。
- ロ 認定申請書を受理する際、訓練募集開始日及び訓練募集締切日について、適切な募集期間となるよう設定されていること、選考日について、訓練開始日の前日から起算して2週間前までに、受講希望者に係る選考結果を管轄の安定所に送付することができる選考日となっていることを確認する。
- ハ 管轄労働局長は、0201 支給対象事業主等、0202 訓練対象障害者、0203 障害者職業能力開発訓練事業及び0204 就職支援責任者の配置の要件を満たしていることを確認の上、受給資格の認定または不認定の決定を行う。
- ニ 管轄労働局長は、ハの認定又は不認定の決定を行ったときは、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等・運営）受給資格（認定・不認定）通知書（様式第4号）により、その旨を事業主等に通知する。

2304 受給資格認定の取消し

管轄労働局長は、受給資格の認定を取り消したときは、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等・運営）受給資格認定取消通知書（様式第5号）により、事業主等に通知する。

2305 障害者職業能力開発訓練事業計画の変更手続

- イ 事業計画の変更申請
事業主等は、本助成金の受給資格の認定を受けた障害者職業能力開発訓練事業計画を変更す

る場合は、障害者職業能力開発訓練事業計画変更承認申請書（様式第14号）を、変更を行おうとする2週間前までに、管轄労働局長に提出しなければならない。

ロ 事業計画の変更承認

(イ) 管轄労働局長は、イにより障害者職業能力開発訓練事業計画変更承認申請書を受理した場合には、内容を審査し、変更を認めたときは「承認」を、変更を認めることができないときは「不承認」の決定を行う。

(ロ) 管轄労働局長は、(イ)の決定を行ったときは、障害者職業能力開発訓練事業計画変更（承認・不承認）通知書（様式第15号）により、その旨を事業主等に通知する。

2400 受給資格の確認

2401 支給対象事業主等の確認

イ 障害者職業能力開発訓練事業であることの確認

障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）に記載された訓練内容が0203 障害者職業能力開発訓練事業の要件に適合するものであるか否かを審査することにより、支給対象事業主等に該当するか否かの判断を行う。

ロ 就職支援責任者の配置及び支援内容の確認

2302 添付書類のル 就職支援責任者の経歴書（写）及び障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）により、0204 就職支援責任者の配置の要件を満たしていることを確認する。

2402 障害者職業能力開発訓練事業の確認

イ 運営管理者の確認

2302 添付書類のル 運営管理者の経歴書（写）により、0203 障害者職業能力開発訓練事業のイ 運営管理者の要件を満たしていることを確認する。

ロ 訓練期間の確認

認定申請書の④欄及び障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）により、0203 障害者職業能力開発訓練事業のロ 訓練期間の要件を満たしていることを確認する。

ハ 訓練時間の確認

受給資格認定申請書の④欄及び障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）により、0203 障害者職業能力開発訓練事業のハ 訓練時間の要件を満たしていることを確認する。

ニ 訓練科目の確認

障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）により、0203 障害者職業能力開発訓練事業のニ 訓練科目の要件を満たしていることを確認する。

ホ 訓練施設以外の実習要件の確認

2302 添付書類のワ、カ、ヨにより、0203 障害者職業能力開発訓練事業のホ 訓練施設以外の実習の要件を満たしていることを確認する。

ヘ 訓練人員の確認

受給資格認定申請書の④欄及び障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）により、0203 障害者職業能力開発訓練事業のヘ 訓練人員の要件を満たしていることを確認する。

ト 訓練担当者の確認

0402 添付書類のル 訓練担当者の経歴書（写）により、0203 障害者職業能力開発訓練事業のト 訓練担当者の要件を満たしていることを確認する。

チ 訓練施設等の確認

認定申請書の④欄及び0402 添付書類のリ 訓練実施施設（教室・実習室）及び事務室の平面図により、0203 障害者職業能力開発訓練事業のチ 訓練施設等の要件を満たしていることを確認する。

リ 安全衛生の確認

障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）により、0203 障害者職業能力開発訓練事業のリ 安全衛生の要件を満たしていることを確認する。

ヌ 費用の確認

事業主等に説明を求めることにより、0203 障害者職業能力開発訓練事業のヌ 費用の要件を満たしていることを確認する。

2500 支給申請

2501 支給申請書の提出

イ 運営費

2202 支給額のイ 運営費について本助成金の支給を受けようとする事業主等は、四半期ごとの各支給対象期が経過するごとに、当該支給対象期分の助成金について、当該支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（運営）支給申請書（様式第16号。以下、「支給申請書」という。）、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（運営）支払内訳明細書（様式第17号）、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（運営）支給申請額計算書（様式第18号）及び訓練受講状況報告書（様式第11号）に必要な書類を添付して、管轄労働局長に提出しなければならない。

ロ 重度障害者等の就職加算

2202 支給額のロ 重度障害者等の就職加算について本助成金の支給を受けようとする事業主等は、訓練終了日から起算して4か月以内に、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（運営）支給申請書（様式第16号）及び就職状況報告（様式第19号）に必要な書類を添付して、管轄労働局長に提出しなければならない。

2502 添付書類

イ 運営費

- (イ) 支給申請の際の添付書類は以下のとおりとする。
 - a 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）受給資格認定通知書（写）
 - b 諸帳簿の写し
 - ① 貸金台帳
 - ② 現金（預金）の受け払いがわかる帳簿
 - ③ 総勘定元帳等
 - c 地方自治体等から補助金等を受ける場合は交付決定通知書（写）、又は補助金実績報告書（写）等（第4四半期分支給申請時及び訓練終了に伴う最後の支給申請時。）
 - d 受講者に係る障害者手帳等（写）
 - e 職業訓練受講通知書（様式第20号）（写）
 - f 支給要件確認申立書（共通要領 様式第1号）
- (ロ) その他管轄労働局長が必要と認める書類

ロ 重度障害者等の就職加算

- (イ) 支給申請の際の添付書類は以下のとおりとする。
 - a 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）受給資格認定通知書（写）
 - b 受講者に係る障害者手帳等（写）
 - c 職業訓練受講通知書（様式第20号）（写）
 - d 支給要件確認申立書（共通要領 様式第1号）
- (ロ) その他管轄労働局長が必要と認める書類

2600 支給要件の確認

2601 訓練対象障害者の確認

イ 運営費

- (イ) 障害者種別の確認
支給申請書の⑧欄及び2502 添付書類のイ(イ)d受講者に係る障害者手帳等（写）により、支給申請時点の対象障害者の障害種別及び障害の程度を確認する。
- (ロ) 職業訓練受講通知がなされていることの確認
2502 添付書類のイ(イ)e 職業訓練受講通知書（様式第20号）（写）により、対象障害者について、訓練を受けることが必要であると安定所長が認めた者であるか確認する。
- (ハ) 訓練受講状況の確認
支給申請書の⑧欄の記載内容及び訓練受講状況報告書（様式第11号）により、受講者が支

給対象期における訓練時間の8割以上受講しているか否かを確認する。

また、必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行う。

ロ 重度障害者等の就職加算

(イ) 障害者種別の確認

支給申請書の⑧欄及び2502添付書類のロ(イ)b受講者に係る障害者手帳等(写)により、支給申請時点の対象障害者の障害種別及び障害の程度を確認する。

(ロ) 職業訓練受講通知がなされていることの確認

2502添付書類のロ(イ)c職業訓練受講通知書(様式第20号)(写)により、対象障害者について、訓練を受けることが必要であると安定所長が認めた者であるか確認する。

(ハ) 訓練就職状況の確認

就職状況報告(様式第19号)により、2202支給額のロに該当する就職者かを確認する。

また、必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行う。

2602 支給対象運営費の確認

運営費が以下の内容を満たすことを確認する。

イ 人材開発支援助成金(障害者職業能力開発コース)(運営)支払内訳明細書(様式第17号)に記載された人件費及び人件費以外の費用のそれぞれの項目の費用について、2502添付書類のイ(イ)b③総勘定元帳(写)の支出額と一致していること。

ロ 人件費について、2302添付書類のヌ 運営管理者、訓練担当者、就職支援責任者その他指導員及び教務職員の一覧に記載されている人数に基づくものであること。

ハ 運営費の支出額について不明な点がある場合には、事業主に対し必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要な調査を行うこと。

2700 支給決定

2701 支給決定

イ 管轄労働局長は、支給要件を満たすものと判定された事業主等について支給又は不支給の決定を行う。

ロ 管轄労働局長は、支給の決定、又は不支給の決定を行ったときは、人材開発支援助成金(障害者職業能力開発コース)(施設等・運営)支給・不支給決定通知書(様式第9号)により、その旨を事業主等に通知する。

ハ 支給台帳への記入

管轄労働局長は、事業主等から提出された支給申請書ごとに、当該支給申請に係る事業所等の名称、支給決定年月日、支給決定番号その他必要な事項を人材開発支援助成金(障害者職業能力開発コース)支給台帳に記載し、支給申請書その他関係書類の写しを、本助成金の最終支

給決定日の属する年度の終了後5年間保管するものとする。

3000 雑則

3001 施行期日

イ この要領は、平成30年4月1日から施行する。

なお、施行日前に受給資格の認定を受けた事業主等に対する障害者職業能力開発訓練施設等助成金、障害者職業能力開発訓練運営費助成金及び障害者職業能力開発助成金の支給については、なお従前の例による。

ロ 令和元年6月28日付け職発0628第8号「雇用安定事業の実施等について（特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）等に係る改正）」による改正は、令和元年7月1日から施行する。

なお、令和元年7月1日より前に受給資格の認定を受けた訓練等に係る支給については、なお従前の例による。

別表

人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）の支給対象となる設備更新の期間

種類	細目	更新可能年数
運送事業用、自動車教習用車輜及び運搬具	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車（二輪車又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） ・小型車（貨物自動車にあつては積載量2トン以下、その他のものにあつては総排気量2リットル以下のもの） ・大型乗用車（総排気量3リットル以上のもの） ・乗合自動車 ・軽自動車（総排気量0.6リットル以下のもの） 	<p>3年</p> <p>5年</p> <p>5年</p> <p>4年</p>
器具及び備品（電気機器、ガス機器、家庭用品等）	<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍機付又は冷蔵庫付陳列棚及び陳列ケース ・冷房用又は暖房用機器 ・電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ・応接セット ・陳列棚及び陳列ケース ・事務机、キャビネット主として金属性のもの以外のもの ・氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） 	<p>6年</p> <p>6年</p> <p>6年</p> <p>8年</p> <p>8年</p> <p>8年</p> <p>4年</p>
器具及び備品（事務機器及び通信機器）	<ul style="list-style-type: none"> ・謄写機器及びタイプライター（印刷業務用） ・パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） ・その他のもの ・複写機、タイムレコーダーその他これらに類すもの ・ファクシミリ ・医療機器（光学含む。） ・デジタル機内交換設備及びデジタルボタン電話設備 	<p>3年</p> <p>4年</p> <p>5年</p> <p>5年</p> <p>6年</p> <p>8年</p> <p>6年</p>
機械及び装置	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉又は食鳥処理加工設備 ・鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備 ・水産食料品製造設備 ・漬け物製造設備 	<p>9年</p> <p>8年</p> <p>8年</p> <p>7年</p>

・缶詰又はびん詰製造設備	8年
・パン又は菓子類製造設備	9年
・写真製版業用設備	7年
・機械靴製造設備	8年
・ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	5年
・ホテル、旅館又は料理店業務用設備及び給食用設備（その他）	9年
・クリーニング設備	7年

※ この表に記載のない設備で、更新が可能と判断されるものについては、管轄労働局長と協議の上、決定する。